

# 日本陸軍における仏式統一と「徴兵規則」の制定

——大阪兵学寮操業の成果——

竹 本 知行

はじめに

明治三年一〇月、兵部省は陸軍兵式を仏式に統一すると布告した。仏式は、明治二〇年に陸軍大学校教官として来日したドイツ陸軍のメッケル少佐の勧告にしたがってドイツ式に転換されるまで日本陸軍の兵式として採用された。そのため、この期間は各種の陸軍学校ではもっぱら仏式による教育が行われることとなった。しかし、大村益次郎の遺策である大阪兵学寮では明治三年一月の開校時からすでに仏式に倣った教育がなされていた。仏式での兵式統一がなされた当時、英式を主張する薩摩藩勢力と仏式を主張する山口藩勢力との対立は深刻であり、しかも英式を採用していた諸藩が多かった中で、大村は山口藩の意向とは無関係な別の地平に立って仏式採用に強いこだわりを持っていた。この大村の遺志に沿って、兵制統一の布告の前でも、大阪兵学寮での教育は仏式で行われていたのである。そして、この大阪兵

学寮の実績が陸軍の仏式統一を後押ししたことは疑い得ない。しかし、兵制統一問題における英式と仏式の対立の中、仏式での統一がどのように実現したのかについての研究は、明治六年の「徴兵令」制定前後のいわゆる仏式か普式かをめぐる研究<sup>2</sup>に比較しても、決して十分とはいえない。

また、大阪兵学寮は将来の徴兵制の導入を前提に、大村が国民軍隊の基幹となる士官を養成しようとしたものであった。そのため、大村においては士官教育のめどが付いた時点で徴兵制を施行する構想を持っていた。大村の死後、その建軍プランの実現は極めて困難な状況になったが、兵部大丞山田顕義ら大村の後継者達は明治三年一月に徴兵制の一部実施となる「徴兵規則」を發布するに至る。つまり大阪兵学寮の操業と同規則の發布は不可分の関係にあるのだが、両者の関係および大久保派との対立の中でどのように実現したものかという問題については今日必ずしも明らかではない。これまで、「徴兵規則」については、それが制定後わずかに半年で廃棄されたことからあまり重要視されてこなかった。そのため、「徴兵規則を無効ならしめたものは、政府に之れを實行するの熱意のなかつたことであらうと考へられる。若しも政府にして徴兵規則を飽くまでも実行せんとする熱意があつたとしたならば（中略）何らかの方策を講ずべき筈であつた。然るに政府は、それに関して何等の方策も講ぜ<sup>3</sup>」なかつたなどの解釈が今日では一般的である。しかし一方で、徴兵令制定の中心人物たる山県有朋自身は、「徴兵規則」を「洵に四民平等に賦兵を徴召せむとの趣旨を遂行すへき、第一歩に外ならざりしなり<sup>4</sup>」と、その意義を高く評価してもいる。果たして実際はどうだったのか。

陸軍における仏式統一と「徴兵規則」の制定は密接に関係した事業であり、それらは兵学寮の操業によってもたらされた。そして、その何れも大久保派との対立の中で決してスムーズに実現されたものではなかつた。それら事業の実現の過程において両派が何を論点として対立していたのか。ここでは、兵学寮と仏式兵制・「徴兵規則」の不可分の関係を確認しつつ、大村の遺策が彼の後継者によってどのように実現されたのか、その過程の実相を見ていきたい。

## 仏式統一

陸軍の兵式について、英式・仏式のいずれを採用するかという問題は、明治元～二年の兵制論争の過程において表出した。そこには、海・陸軍のどちらの建設を優先させるかという対立も加わっており、また薩摩（鹿児島）藩・長州（山口）藩出身者の政権内の主導権争いも絡まり、論争は容易には決着しなかった。兵式について見ると、英式を主張していたのは主として大久保利通らであり、一方の仏式採用は大村益次郎らの方針であった。兵制については大村が「農兵」論を主張し、大久保が「藩兵」論を持っていた。兵制に関する両者の意見は、明治二年六月の兵制確定会議において直接対決の形で衝突することとなったが、結果的には、兵制問題は後日改めて議論することとなり、大村の建軍構想の事実上の凍結が決定されるに至った。これを機に大村は、大阪を拠点とした仏式諸施設の建設を開始している。大村においては、仏式の導入は武士の軍務専行主義を否定し、将来の徴兵制による近代軍隊の建設につながるものであった。<sup>5)</sup>つまり、陸軍の仏式採用は、彼の「農兵」論と密接にリンクしており、大阪兵学寮などの建設は、再開される兵制確定会議までに出来る最大限の軍制改革だったのである。

大村の遺策の結晶である大阪兵学寮では、陸軍の仏式統一に向けた様々な取り組みがなされた。その一つは「お雇い外国人」としてのフランス人教師の雇用である。明治二年五月に軍務官が接收し、翌三年五月に大阪兵学寮に編入された幼年学舎となる横浜のフランス語学校には、すでにフランス公使館付護衛騎兵曹長（軍曹）シャルル・ビュラン（Charles Buland）及びルイ・サミー（Louis Samie）がいたが、彼らもそのまま兵部省管轄の大阪兵学寮に赴任している。彼らは初期陸軍における最初の「お雇い外国人」となったのである。当時、中教授として兵学寮にあった田島応親は、「明治三年になりました、兵学寮は大阪の方へ移された、大阪の方へ移されて兵部省の出張所といふものが大阪にありまし

て、之れを大阪陸軍所といふ名称を下してあつた、其の大阪陸軍所へ兵学寮を移して、それから仏蘭西人を其の当時二名程兵学寮へ雇入れて、丁度今日申しますと予備学校の様な組織にして青年舎と幼年舎との二つに区別して兵学の傍仏蘭西語を教へ初めた、其の時の仏蘭西人は、一人は此の前お話ししました『ビュラン』といふ人、一人は其の友人の『サミー』、此の二人を兵学寮に雇入れて専ら語学を教授させた」と、回想している。

ただ、ビュランらの雇用においては仮契約と本契約の間にずいぶん日数がかかった。もつとも、兵部省の大村遺策派は、明治二年末から三兵教師一五名を含む二五名のフランス人教師の雇用をたびたび弁官に申し入れていたが、これが容易に運ばなかつたのは、英式の採用を主張する大久保派による抵抗があつたためである。この頃の兵式論争について、「薩摩では英吉利流を主張して譲らず、桐野利秋などは仏蘭西式の方でも百人の兵隊を出せ、俺の方からも百人出す、どちらが勝つか打ちあつて見ようとまで怒つ」たというように、薩摩藩出身者が英式の採用を強硬に主張していたことを示す実話が残っている。このような中、兵部省の度重なる催促の末、フランス人教師の雇用についての可否を決する会議がもたれることとなつた。明治三年三月七日付佐々木高行宛岩倉具視に「兵部省伺事件明日は御評議有之度に付第八字より御參可給<sup>10</sup>」し、とある。ただ、翌日の会議では明確な結論は出なかつたと見え、同月一四日には兵部省から弁官に対し「過日來度々書面を以て申入置候仏國陸軍教師御雇入相成度段如何御評議相成候哉」と確認すると共に、「兵学寮陸軍学校の儀は過日既に御許容相成居候事故教師無之ては其名ありて其実無<sup>11</sup>」し、と改めて早々にフランス人教師の雇用を認めるよう迫っている。度重なる催促と兵学寮建設の認可にリンクさせた主張によって、この問題については「可為伺の通候事<sup>12</sup>」として漸く認可されることとなつた。

しかし、兵部省からフランス公使への申し入れの依頼を受けた外務省は、弁官に対して同年四月三日、「今度新に仏蘭西式御採用にて、同国教師被為聘大に伝習の規模を被開候積、御廟議御一定の趣にて、同国公使へ其段申入候様との

趣、兵部省より申越<sup>13</sup>」としながらも、「仏国の儀は旧幕府にて一旦依頼致し殆んど熟業に至り懸り候処御一新の際御断に相成候訳も有之國変不得止事とは乍申仏蘭西本國政府の疑念も可有之朝に謝して夕に乞の理に近く此上又々御廟論變更の事有之候様にては仏國御交際に差響不容易儀に付為念一応相伺申候（中略）兵部省於ては差急候趣に付至急御沙汰有之度存候也<sup>14</sup>」と、同國との外交關係に配慮して、同國軍事顧問團の招聘の可否を慎重に確認した。そして、弁官から「伺の通<sup>15</sup>」との回答を得て、同月中に外務卿沢宣嘉名で正式にフランス公使に対し教師派遣が要請されたのである。その内容は、かつて新政府が旧幕府のフランス軍事顧問團を本國に帰國させた経緯から、以下のように極めて懇勤なものであった。「今般新に陸軍編制相企候へ共、其師として研究すへき方嚮相立不申、就ては貴國の兵は万国に雋絶就中陸軍に長し候事は兼て承り景慕の至りに候間貴國陸軍士官数名相雇教師となし伝習親灸為致度廟議に候へとも曾て旧幕の砌、教師として相雇候貴國士官は一時兵馬騷擾の折柄不得止終に御断及び遺憾の至貴政府に対し候ても慚愧仕候然るに方今漸内治平定の折柄招待致し度毎々變更の事申出かたき姿には候とも、御承知の通全く國体一変不得止所より差起候にて閣下於ても其情実は御承知の事と存候間此段御諒察厚く貴政府へ御建言有之教師御差送り御垂教の段所仰候右御許容候は、其人員の多少給料の高下は追て委曲可及御相談候此段可得御意如此御坐候以上<sup>16</sup>」。

こうして兵学寮に赴任したビュラン・サミーであったが、着任とほぼ同時期に欧州では普仏戦争が勃発し、本國からビュランに対して帰國命令が出てしまった。山田は、「先般貴國戦争に付一旦貴國相成度次第御書面被下其段兵部省において聞届相成候<sup>17</sup>」と帰國を認める一方で、「就而は昨年来学校生徒教育之儀に付、不容易勉力有之、尚又此度貴國陸軍学校え我政府より生徒留学之儀致依頼候に付足下帰國之便を以差遣候間旅中及到着上万事可然配慮可被下致御依頼候<sup>18</sup>」と、ビュランの帰國に便乗して兵学寮生徒をフランスの陸軍学校に留学させるべく、その便宜を図ることを依頼した。これによって、明治三年十月、十名の留學生がフランスへと派遣されたのである。そもそも、士官候補生を欧州に派遣

するという考えは大村の素志であった。大村が兵部省管下の横浜語学所の生徒を留学生としてヨーロッパに派遣する意図をもっていたことは有名であるが、明治三年十月の留学生こそ同所を起源とする兵学寮幼年舎の生徒だったのである。このようなことから山田が大村の後継者としてその遺策を忠実に実現していったことがわかる。

ビュラン帰国後の兵学寮において、新たなフランス人教官の確保は焦眉の課題であった。当時、普仏戦争中のフランスに正式な外交ルートを通じて派遣される軍事教官の人選を要請することは実際問題として不可能であったため、その作業は主として兵部省官員の個人的人脈によって進められた。そして、その任に当たったのが前出の田島だったのである。<sup>(21)</sup>

田島は自身の人脈からブフィエ (Bouffier, François) 、マルラン (Marlin, Eugène, Jean, Baptiste) 、フォルタン (Fortant, François, Arehur) の三名を兵学寮に雇用しようと考えた。彼らは、旧幕府のフランス軍事顧問団のメンバーであり、教え子の幕兵らとともに箱館の榎本軍に合流した戦友であった。<sup>(22)</sup> 田島は旧知のフランス公使館付通弁官ジュ・ブスケ (Albert Charles Du Bousquet) から三名がサイゴン (現ホーチミン) にいることを確認し、彼らを日本に呼び寄せた。彼らは榎本軍と行動を共にしたため、戦後明治政府の抗議によって本国の軍法会議にかけられ軍籍を抹消され民間人となっていた。田島の奔走を受けて兵部省は三名の雇用を弁官に申請した。しかし太政官はこれをなかなか許可しなかったため、明治三年一〇月三日に兵部省は三名の雇用に関する以下の申請書を提出している。

「当時仏字戦争中に付此迄雇入置候教授人とも帰国出願不得止事情に付、許容致し依ては即今相応の人物雇入不申ては教練向一日も忽に難相成甚差支候。折柄仏国故下等士官歩兵科『マルラン』『ブヒエー』砲兵科ホルタン三人此度大坂表へ罷越候付幸ひ雇入度存候へとも彼儀は先年箱館戦争の砌仏国上等士官『フリユ子』と申者に付誘導彼地へ罷越候哉の間有之に差支の有無外務へ及尋問候処、右三人の内マルラン、ブヒエー、兩名は全く其節關係致候へとも既に彼の

政府に於て処置済の事故、公務交際上に於て差支無之由就ては同人等砲兵下士等士官業前十分熟練仕居方今にては全く二等士官の職を脱し平民と相成居候事付只業前の事のみ教練為致度候間御差支も無之候は、速に御許容相成度此段申出仕候也 三年十月三日<sup>(24)</sup>

これを見ると太政官が三名の雇用に慎重な態度をとったのが、彼らが榎本軍に合流していたことを問題視したためであることがわかる。そして、これに対して兵部省が、彼らがすでに相応の処罰を受けている点、いまや民間人となっているために外交上の問題にもならないという点を説明し、太政官に速やかな許可を求めているのである。

近代化（＝西洋化）は国家的課題であり、「お雇い外国人」は政府が積極的に進めたプロジェクトであった。それゆえ、兵部省によるフランス人教師の雇用は、<sup>(25)</sup> 同省による陸軍の仏式採用の方向性を各藩に示すものとなった。それは、大村存命中の明治二年七月、高知藩は「土州兵制之義は、是迄英式に依倣いたし居候処、今般大改革に付ては、兵制に於ても天下同一に可被仰付哉。又は各藩好処に随ひ候て可宜哉、世上風説には仏式に依り、普通之兵制被為立候哉にも伝承仕候、若も左様に相成候時は、前以心得方も御座候間、此段奉伺候<sup>(26)</sup>」と兵部省に対し仏式兵制の採用について問い合わせていることから見てとれる。また、明治三年二月一七日には木戸孝允が、「素より生などは英仏学いつれか得失は不相分候得共仏学流行之様相成居申候<sup>(27)</sup>」と、山口藩士鈴木直枝に兵部省の仏式採用の気運を伝えている。また、兵部省が最終的に外交ルートを通じてフランス人教師を招聘したことは、その後の陸軍の兵式決定において仏式以外の兵式採用に一定の制約を加えることとなった。ジュ・ブスケも三年一月から四年一月に左院雇になるまで兵部省の兵式顧問を兼任している。

このように、大久保派との対立の中で辛くも決定されたフランス人教師団の招請であったが、国内にフランス語に通曉した者が決して多かつたわけではなかった。そのため、フランス語通弁の確保もまた大きな課題であった。後に教首



長マルクリー（Marguerite, Charles, Antoine）中佐以下のフランス軍事顧問団が来日した際、田島らが人脈を駆使して文部省や司法省、さらには民間から一ヶ月がかりでかき集めた総数が二七・八名であったことを考えれば、当時の実情がみてとれる。

そして、それにもまして当局者が苦勞したのは、兵学寮生徒の確保であった。兵学寮は、明治二年一二月に、取り調べの上「士庶人」を入学させる<sup>(28)</sup>という兵学寮入学規則を定め、三三名の入学を許可し開業していた。そして、明治三年四月三日には生徒の増員を目的に、以下のような太政官布告を通過した。

「今般兵学寮陸軍学舎御規定別定の通り御定め相成る、大阪に於て来る四月二十日より青年学舎御開き相成り、左の割合を以て依願入学差許し候間、規則通り吟味を遂げ同月十五日迄に本人差越し、支配より添書を以て同地出張所へ願出る可く候事

大藩 四人迄、中藩 三人迄、小藩五万石以上 二人迄、小藩五万石以下 一人

定

一、衣服の儀は寮中規則之有り候間総て規則通り自分入用を以て製すへき事。

一、食料費は一ヶ月に付金五両宛相納むへき事。

一、稽古器械は演習の順次に随ひ御貸相成り候事。

一、書籍は其稽古中御貸渡しに相成り候工共、自分書人等致し永々所持致したき向きは代料相納め所持の品に致し置くへき事。

一、勸学中退寮の儀一切相成らず候事。

但し病氣にて止むを得ぬ事之有る節は、吟味の上差免じ候事<sup>(29)</sup>」



しかし、この布達によっても貢進生は多く集まらなかった。それは、先述のように、兵部省の仏式採用方針は各藩にも伝わりつつあった一方で、鹿兒島藩などでは後装銃段階の英式をもって藩兵の制式としているなど、依然として各藩によって前装銃段階の蘭式・仏式・英式、後装銃段階の英式が混在する状況にあった。そのため明治三年四月三日の太政官布告が通達されても、未だ正式には陸軍の兵式統一がなされていない中で、諸藩は仏式への制式変更のコストを考慮し、「依願入学」をしてまで兵学寮に貢進生を差し出すことを躊躇していたのである。

このような状況に対し、兵学允大島貞薫は同年九月の大丞山田宛建言書で「当四月青年学舎を被開、大小諸藩依願生徒入学可被差許之御布告有之候。然る処此迄に諸藩より集り候生徒僅に三十人、其他は一向願出不申」となっている現状を伝え、その原因を「是は諸藩にても只依願被差許候と申事に候へは出しても不出ても宜訳、殊に学寮体裁不相立儀も世間一般に流布致候趣に相聞へ候得は、此上願込有之候事実に無覚束。全体此御趣意甚難解（中略）四月の御布告何故に睨と諸藩に被命、朝廷御用の生徒を可差出之御布告には不相成事歟」と、各藩の「依願」による貢進生の募集方法に帰している。その上で、「速に御転法に相成是迄之御布告は被廢、諸藩割合之通り生徒相選み、急速差出候様改めて御布告被為在度」と、貢進生については各藩高割りの強制徴募が必要との意見を述べ、「朝廷に兵を養ふは無益に属する」という「薩土等之論」に、「時に方て朝廷徒らに手を束ね僥倖を祈て足るべきや」と反駁する。そして最後に、「仰き冀くは大丞閣下哲力を此一事に被尽兵制の基本備はら中興の業始て完く天下を富山の安きに置くは真に長州の力といふべきなり。伏而希ふ懇々兵学寮の体裁不宜は即今日撃せらるゝ者。前条基本相立つ上は速に寮法を改め天下之人目を一洗せずんば此後入寮の生徒は有之間敷なり」と、山田に対して一層の奮起を促している。因みに大島が引用している「薩土之論」とは、明治二年六月の兵制論争の結果、「御召」として新政府が賄費を支弁していた薩摩・長州・土佐藩徴兵の親兵転化論を指している。これはもちろん大久保らの論であり、宮城の守衛に当てられていた「徴兵」を拡充すれば

政府軍が出来るのであるから、わざわざ兵学寮で造兵する必要はないというものであった。これは生前の大村が決して認めなかった建軍方式であった。<sup>(32)</sup>

大阪兵学寮においては、教範の翻訳・研究も大きな課題であった。兵学寮創業当初、屯所兵が騒動を起こすなどの問題があったため、内務書の作成は焦眉の急となっており、兵学寮ではフランス陸軍の内務書を翻訳した『陸軍日典』<sup>(33)</sup>を明治三年一月に出版・採用した。そして、歩兵操練のテキストも当然必要であり、明治四年三月から九月にかけてフランスの一八六三年版歩兵教範を翻訳した『官版 歩兵程式』全五冊を刊行している。<sup>(34)</sup>この他に『仏式小隊生兵号令詞』(明治三年九月)などがあった。この頃の仏式教範の研究状況について当時兵学中助教だった田島が後年次のように回想している。「仏蘭西の最新式の教練書を集めて、取捨の研究は先づ措いて、全部を翻訳するといふ事に係わ」った、と。

そして、兵学寮ではこのような仏式教範の他に蘭式の教範も多く用いられていた。否、むしろオランダの原書から翻訳されたものが主流となっていたといえる。このあたりの事情については、同じく田島の回想に「旧幕府の末、和蘭の練兵書を訳して和蘭式と思つてやつて居りましたが、後に之を能く調査して見ますと、和欄は元仏蘭西から伝習した国で、その当時の練兵書は総体の文面は和蘭語で書いてありましたが、号令だけは全く仏蘭西語で書いてありました<sup>(35)</sup>」とあるように、蘭式と仏式については歩兵操典上の差はほとんど無かったのが実情であり、兵学寮でも仏式採用といえども三兵戦術その他の理論に蘭式兵学が残っていたことによる。このため、兵学寮においては、学科は蘭学者が中心となり教授し、教練はフランス人教師によってなされるという状況が続くこととなった。

このように、陸軍の仏式採用に向けた実績作りは大村遺策派によって着実に進められていったが、最終的にそれが決定されるに至った背景においては諸藩の動向も無視できない。大村が京都で遭難したのは明治二年九月四日のことであ

つたが、同月一日、太政官から集議院に対し「兩軍興張の策如何<sup>39)</sup>」との議案が下問された。これは大久保の働きかけによるもので、この前日に彼は壮兵論の立場をとる吉井友実・黒田清隆と「種々逐示談<sup>40)</sup>」していることから、下問の目的が集議院において農兵徵募を軸とした大村の建軍構想をあらためて否定することにあつたことが看取できる。集議院の答議では、兵卒素材について一三一名が意見を述べ、壮兵論が九八名、農兵論が二八名、それらの折衷論が五名という結果<sup>41)</sup>であつた。一方、兵式については五三名が意見を述べ、海陸軍とも英式が一名、海軍は英式・陸軍は仏式が一三名、単に洋式が一三名、皇国式(内実は前装施条銃段階の英式であつた<sup>42)</sup>)が一八名、和流兵法が一名という結果であつた。集議院は各府県の正権大參事の中から選出された公議人によつて構成される太政官の諮問機関であり、それ自体に大きな権限はなかつたが、この集議院の答議は、大久保の意図した通り諸藩の大勢が壮兵論であるという事実を示す結果となつた。しかし、この答議において興味深いのは、兵卒素材については壮兵論が大勢を占めていたにも拘わらず、兵式については仏式が多数派を構成している点である。これまで見てきたように、大村における仏式兵制は「一新之名義」を背景として徵兵制と密接に関係していくものであつた。その意味でこの集議院答議には「ねじれ」があつたといえる。

そこにはどのような事情があつたのだろうか。この時期の兵式統一論争は集議院答議にあらわれているように、主として英式と仏式のどちらを選択するかというもので、それは薩・長の意見対立としてあらわれていた。戦法上の優位性が優位であつたといえる<sup>43)</sup>。ここから、まず考えられるのは、諸藩が抱える銃器の実情から、仏式が好まれたという仮説である。明治三年に行われた諸藩に対する小銃調査では、前装施条銃が二九万九二四八挺であり八〇・八%にのほり、後装銃は二万九一九六挺であり七・九%に止まっていた。そのため、英式を選択した場合、銃器の更新が必要となり、

この財政負担を諸藩が嫌ったと考えられるのである。その他、仏式教本が平時演習を基本に編集されており、訓練指導に関する詳細な解説があつたことなども、洋式兵学の本格的輸入に際して仏式を優位にさせていたものと思われる。

また、これ以外にも兵部省官員の移動も、大村遺策派が省の主導権を再び掌握するのに大きかつた。明治三年五月九日に大丞黒田清隆が開拓次官に転出し、六月一二日に大丞勝安房が辞任していた。黒田は大久保派の中でも最強硬派に位置する人物であり、軍事予算の配分においても海軍を重視する立場から譲らず、大村遺策派の官員のみならず大輔の前原一誠とも度々衝突していた。そのため、彼の開拓次官転出が決まつたとき、大村遺策派は大いにそれを喜んだ。兵部権大丞船越衛が大阪の山田顕義に宛てた書簡では「黒田大丞開拓次官に転任為致大に御昇進、殊に同人頗る渴望と申事に御坐候、御同慶々々」と、黒田の異動を喝采している。もつとも大久保も兵部省内における勢力後退は望むはずもなく、黒田の補充人事として、普仏戦争の兵制調査から帰国した西郷従道を八月二二日付で兵部権大丞に就任させた。兵部省の実質上のトップとなつた大丞の山田を牽制する意図があつたことは事実であろう。ただ、西郷は黒田よりも大村遺策派に対して穩健であり、兵部省内の対立状況が緩和される可能性があつた。そのため、九月一日付伊藤博文宛井上馨書簡で「兵部省西郷出候而少々論も相変し候由、此機に乗し山田も所作不致而は不相濟候。就而は山田は所作之随分下手之所も有之候故、三浦五郎<sup>マ</sup>差出し候間、御工夫を以権少位に相成候而山田を助け候得は旁都合宜候故、松菊先生（木戸孝允——引用者註）<sup>44</sup> 一書差出候故、一御尽力可被下候」とあるように、木戸は省内の融和を進めるべく井上に指示を出し、彼から伊藤に対し三浦梧楼の兵部権少丞への登用について協力を要請している。

このようなフランス教師団の雇用や教範研究の進展などによる兵学寮の実績と、諸藩からの支持や兵部省の人事などを背景として、明治三年一〇月二日に海軍を英式、陸軍を仏式に統一するという以下の布告が出された。

「兵制の儀は皇國一般之法式可被為立候得共、今般常備兵員被定候に付ては海軍は英吉利式陸軍は仏蘭西式を斟酌御

編制相成候条先つ藩々に於て陸軍は仏蘭西式を目的とし漸を以て編制相改候様被仰付候事<sup>47</sup>」。

陸軍の仏式統一にあたっての準繩となる具体的教範について、この布告では明示されていないが、諸藩の史料に「仏国一千八百六十三年式<sup>48</sup>」とか、「阪府陸軍歩兵程式に相準候<sup>49</sup>」とある。これらより、各藩が準拠すべき兵式のテキストが、大阪兵学寮が明治四年三月から九月にかけてフランスの一八六三年版歩兵教範を翻訳した『官版 歩兵程式』だったことが分かる。<sup>50</sup>そして、これが前装施条銃段階のものであったことは、仏式に諸藩の支持が集まったことと密接に関係していたのである。

### 「徴兵規則」の制定

仏式統一の布告によって、兵部省は、青年舎の責任者である大島のかねてからの強い要請にもあつた貢進生の強制徴募を行い得る土壌を整備したといえる。明治三年閏一〇月二〇日、以下のような太政官布告を各藩に通達した。

「陸軍は仏蘭西式を斟酌御編制相成候旨先般仰出候に付ては陸軍生徒大中小藩高に應し左の割合を以て来る十二月十五日より二十五日迄に大坂兵学寮へ可差出候事。

大藩 九人

但、現石十五万石以上

中藩 六人

但、現石五万石以上

小藩 三人

但、現石一萬石以上

現石一萬石未満の藩、生徒差出方の儀は追て御沙汰可有之事。

一、生徒人撰の儀は兼て御布令の兵学令に可相基事。

一、入学手順並費用等の儀は兵部省へ可相回事。

一、四月来兵部省の達にて生徒差出居候藩々高相当の分は是迄通り不足の分は更に増員過分の分は其儘入学被差許候事<sup>51)</sup>

このように、閏一〇月の太政官布告は、「依願入学差許し候」とした四月の太政官布告とは異なり、極めて強い調子で、貢進生の差し出しを命じたのである。当時、太政官布告に示された「大藩」は一〇藩、「中藩」は三三藩、小藩は一六藩あつたことから、各藩が布告通り生徒を差し出せば人員は合計六三〇名程度になる。もともと、四月の布告による貢進生三〇名分は今回差し出しを免除されるため、兵部省が想定した各藩からの新たな貢進生は六〇〇名程度だつた。しかし、衣服や装備などの諸経費も藩が負担することとなつていた生徒の差し出しに各藩の動きは鈍く、予定の期限通りには貢進生の徴募は完了しなかつた。その結果、四年三月をもつて徴募を最終的に締め切るまで、三年一二月中に入寮した生徒が一三三名、翌一月から三月まででも一三二名、合計二六五名<sup>52)</sup>と当初の予定の四割程度しか集まらなかつた。とまれ、兵学寮の生徒数は三年末には先進後進あわせて歩兵三二六名、騎兵四四名、砲兵五三名の計四二三名であり、四年一月から三月にかけては一三二名が入寮した。この間の退寮者数は不明ながらも基本的に「君父の難と雖も入営中は退営を許さず<sup>53)</sup>」となつていたことから、単純計算すると四年春の生徒数は五五五名となる。兵部省の当初予定を下回りはしたものの、兵学寮はこれをもつて漸く本格的に操業されることとなつたのである。

大村や彼の後継者達において兵学寮の操業は陸軍兵式の仏式統一を進め、全国徴兵の実現に向けた施策として位置づ

けられていた。そのため、在阪の兵部省官員は兵学寮の操業の本格化と軌を一にして、大村遺策派は徴兵方針を具体化していった。明治二年末から三年に至るまで、大阪城内の兵部省諸施設の整備も進み、また各地に分散していた軍学校の統合も進んだことから、「兵卒御執立を始め徴兵等之儀最早十分被行可然之時と山田兄を始め諸賢御決議を以て」、三年七月までには徴兵実施の具体的プランが出来上がっていた。大阪兵部省はこれの実現を図るべく、本省との調整のために七月、「桜井會我之両兄東行之上其旨御打合に」東京に派遣したのである。

桜井は同月二八日には木戸と会っており、彼に協力を要請したものである。しかし、結果は「省中御見込一徹不相成様之姿にて断然御運と申にも至兼、右両兄も空敷下坂」することとなった。桜井は帰坂に際し、木戸から山田に宛てた書簡を預かっているが、ここでは「元より旧弊一洗と申候事も於事實は（不）容易事に而、順序を以て徐々と進歩不仕而は却而相運兼候情実も可有之候えども、只大に可浩歎は於目的如何有之かと苦按仕候、根本の目的は確乎と相立、随而諸省は不及申、尤如御省は其目的肝要に而、確乎不拔と申処は詰度相据り居不申而は、今日之事務勞し而無功而已ならず、却而生後害候事と奉存候、（中略）老兄にも御帰京御省之処も是非一致一定に至り不申而は、此往之進歩万々無覚束と奉存候」と、木戸は原則論の大切さは強調しつつも、まずは省中一致が重要であると説いている。大村亡き後、その遺策派の最大の理解者であり支援者であった木戸は、この時期の兵部省内における二派の対立を深く憂慮していた。彼は同月三日には船越・兵部権少丞三宮義胤と会い、「昨年来の事を談し大村の遺志を継ぎ至今日瓦解の件多きを痛嘆」している。また、木戸は既に開拓次官に転出しながらも未だ東京にいた大久保派の黒田とも幾度となく面会し意見を交換している。二五日の木戸の日記には「黒田了助來談薩長の間狐疑の説を吐露す時勢之事を談す。種々有不解之情実」とある。そして、同月三〇日の山田宛木戸書簡では、「黒田、川路へも可然御願仕候」と山田自身が省内一致への努力をするよう促しているのである。



このような木戸の後援も不首尾に終わった桜井・曾我の「空敷下坂」の事情については、曾我祐準の回顧談に次のような説明がある。「大阪では既に兵学寮の教員に欧州の徴兵規則を取調べさせ、成案も出来た。かうなると尚ほ更実地に試み度なる。此の七月には山田大丞の同意を得て、本省に出掛け、説明したり、議論したりした。この時分は前原氏が大輔であつたが、此の人は奇妙な人で、何事にも可否を云はぬ。其の上出勤も碌々しない。何か不平でもあつたらしいが、是には閉口した。居宅に就き話してみたが、毎も不得要領に終る」と<sup>(6)</sup>。つまり、東京の前原がこの事案を裁可も却下もせずに放置していたことが述べられているのである。

しかし大村遺策派において農兵の徴募は彼らの建軍プランの中核であり、必ずや実現すべきものであつた。当時、権大録として大阪兵部省にあつた中村重遠が東京の兵部権大丞船越衛と権少丞三宮義胤に宛てた書簡に以下のような記述がある。「徴兵等の事件不行されは当地現在之生徒凡千百余人を教授するに止まれるの訳ならん。然れば在坂之役員、大丞を始め判任出仕迄凡百人、如斯多きは無益に似たり。惟るに抑大村殿御目途は当地兵卒を待つ御運に隨而盛大に至らしむ御主意と愚察せり何そ今日之生徒位に止まるべきにあらんや。然れば諸君子にをいても為天下早く盛大に至らしむるコト肝要なり。然り根省今に確議不挙所謂億万之心億万より右等之事件難運と云ふて先生方御傍觀の時に非らざらんや」<sup>(7)</sup>。中村は、大阪兵学寮の操業を本格的な徴兵制導入の前提として位置付けていた大村の遺志を改めて示し、東京の船越らが事態の打開に向けて一層の奮起をするよう強い調子で促しているのである。そして、桜井・曾我が「空敷」に帰阪したことにも善後策については、「山田林両先生之許に至而愚意喋々吐露仕候処両兄等兼而御素志且つ真に憂国の士なれば何ぞ彼此の御異論あらん。今一層当地賢君子再議を経て遂に山田兄東行の期にも至るべく様相伺申候」と、大阪で次なる手段を講じた上で、場合によっては山田が東行することもあり得るべきとの見方を示している。さらに「右事件の断然不運之濫觴は是れ全く薩土の専ら論より出たるコト歟と察すれば憂国之士戮力何分彼反論を圧倒し十

分兵威輝き候様尤大急務也」と、農兵徵募に対して強硬に反対する薩摩や土佐藩との対決を訴えているのである。このような中村の言葉は、大阪兵部省官員らの血気盛んな雰囲気や雄弁に語っている。そして、これは中村が土佐藩出身者であったことを併せて考えるとき、当時の少壮官僚たちの旧藩意識からの脱却姿勢が見て取れ非常に興味深い。

大阪での再度の協議の結果、今度は九月に権少丞林清康が東京に赴くことになった。これは先述した曾我の回想の続きに「大阪から一度林権少丞（清康）を東上した事もある」とあることから確認できる。林の行った工作活動については彼自身の回顧談に詳しい。それによると、山田を中心とした大阪での協議では「兵は士の常職たる旧慣を解除し欧米各国の兵制に則り広く人民一般に義務として之を負担せしむる」という国民皆兵主義を採る方針が再確認され、林が「五畿七道より若干員を徵兵せんことを政府に請求するの任を帯び」た。さらに、前回と同じ轍は踏まないために、まず京都の留守長官中御門経之に協力を依頼し、彼から東京の三条・岩倉への口添えを得ることとした。そして、東京では、自宅に引籠中であつた前原が九月二日をもって兵部大輔を辞任していたため、同年八月二八日に少輔に就任していた山県有朋の同意を取り付けるといふ方針を立てたのである。

中御門に対して林は「欧米各国の兵制」を以下のように具体的に説明している。

「抑兵の要たる国防自衛に外ならず。又国土に生存する者は其国土を自衛するは天然の理たり。欧米の如きは此天理に基き男子丁年に達すれば国民の義務として若干年間現役に服従し武技を訓練し期滿れば隊伍を解放し予備の軍籍に名を置き之を其郷里に帰し再び各自の業を営ましむ。予備満期に達すれば後備役の名簿に置く。後備終われば国民軍籍に入らしむる故に国家有事外国と交戦するの日は全国悉く熟練の兵たり」。

実際、欧州各国はイギリスをのぞいて基本的には必任義務兵役を採用しており、兵部省はその実態についてかなり詳細な知識を持っていた。それを踏まえて、彼は必任義務兵役こそが欧州一般の兵制であると言いつたのである。翻つ

て日本は、「古昔保安の兵乱以来兵権武門に帰してより今日に到る迄全く兵は士の常職と為り農工商の軍事に於ては殆んど牛馬に於けるもの、如し。若し一朝外国と交戦するの日に際し国民中最も小部分たる士を以て之に敵せん」としてゐる現状であると、武士による軍務専行主義を批判した。加えて、民兵の可能性についても「臨時国民軍を徴集して敵を防がんか其兵として教え無く兵器を使用するの法を知らざる烏合の衆たるを如何せんや」と、否定的見解を示し、あくまでも農兵を常備軍として徴募することを訴えたのである。そして、「況や今日は昔日と異り各国競争の間に自立し弱肉強食互に其虚を伺ふに於てをや国力を兵備に竭し外患を防禦せざる可らず。是れ臣等寢食を安ぜずして国安を図る所以なり。閣下幸にして宇内の形勢に照し旧慣を一洗し臣等が計画せる徴兵法を公布するに同意せられんことを切望す」と賛同を促した。「弱肉強食」の「宇内の形勢」を踏まえた林の論法は中御門を納得させ、彼をして「足下の兵制論我感服す。足下は速に東上し岩倉三条に此事を詳悉面話せよ。我足下に副書し両卿に同意を勧告せん」と、言わしめるに至つたのである。

一方、東京の兵部省本省でも徴兵実施の認可を得るべく大村遺策派が各方面に働きかけをしていた。明治三年九月五日付山田・桜井宛船越書簡では、「西郷頗る奮発、兼而徴兵令等小異は有之候得共、大体は同一つに御座候」と、徴兵実施について、省内において権大丞西郷従道の同意を得たことを伝え、「広澤公へも段々申上置、且徴兵令の事も強而申述候処、此節は朝廷も殆と御宥相成候間、今一応坂地より手強く建白等いたし候間、多分被行可申敷云々御申聞有之候間、兼々御駈合申候通り、両老兄之中いつれにも早々御出府（察カ）願に不堪候」と、広澤の協力を得て廟堂工作も進んでいるため、山田か桜井のいずれかが東上の上改めて建白書を提出してほしい旨を述べている。

このように東京での下準備がなされたところで林は中御門の「副書」をもつて東上し、山県に「東上の理由及び両卿に面陳したる情況を具申し今回は必ず速に実行せられんことを追（追）」つた。これに対し山県も「徴兵法は当然にして素よ

り余に於て異論なし」と応じ、「廟論は吾れ其衝に任ず之を顧慮する勿れ」と廟堂工作に当たたることを自任したのである。そして、徵兵の細則については、「本年若くは明早春西行の途次、余は足下及び山田大丞と再会の機」があるので、そこで決定するとを確約した。林は山県との会談に先立ち「足下の東上は徵兵実行論と聞けり只山県少輔一人と面談す可し。本省には論者多し勉めて之を避けよ」との船越の忠告を受けており、これに従い別室において二人だけで行つたと當時を回想している。

林の東上から程なくして、山県は九月二〇日、大阪派遣を命ぜられ、一〇月三日には木戸を訪ね「明日より浪華に至る兵部省前途の処置を談」じた後、翌月七日に大阪兵部省に入った。一〇月一〇日に山県が東京の木戸孝允・広澤真臣に宛てた書簡には大阪での談合の様子が説明されている。曰く、「過る七日、浪華城著直に出張の諸賢と得拜晤、募兵一事よりして、前途海陸拡張之目的細大となく懇話に及候処、毫も違ひ候儀も無之、都て東京にて御談仕候様、至急御親兵編立に取懸候事に相決、万事面白相片付、為天下可賀事と、何も御懸念御無用と奉存候」と。欧州を巡歴し各国の整備された軍制をつぶさに見てきた山県においても、全国一律の兵制の必要性はよく理解されていたのである。また山県は後年、「山田顕義は大阪に於て、五畿内の兵を集めて、兵制を定め、大村益次郎の遺志を継いで遣つてゐる。そこで段々手を著けて、仏国式に練習して養成すること為つた。夫れから東京は如何であるかと云ふに、唯だ兵部省だけ立つてゐると云ふ有様で、実に何とも手が著いてゐない。夫れでどうしても是は、先づ大村が遣つた彼の徵兵の制を立て、壯丁を集めて、朝廷の兵を組織せねばならぬと云ふ論が出た。予も『夫れは遣つたら宜しからう』と云ふて、大阪でやらせた」と、大阪出張の事情について振り返っている。

山県の大坂入りによつて徵兵実施が具体的な政治日程に上つたことは大村遺策派を大いに喜ばせた。同年一〇月二三日付山田宛船越衛書簡では「一三日御筭書忙手拝読、山県、河邨両先生着後之次第御知之趣拝承仕候、御書中万事御都

合宜敷御旨にて、御一統御久振眉を御展被成候よし一読百歡、大邨<sup>マツ</sup>先生遠行後殆と周歲、始而地下冥目可被致彼是想像感泣仕候<sup>86</sup>と、地下の大村に思いを馳せつつその感慨を伝えている。また、同月二五日には木戸が山田に「何分にも前途之大着目齟齬仕候而は実に国家之興廢に直に關陟<sup>マツ</sup>仕候事は申までも無事に付、其辺之事は呉々も山狂とも相論し置、今日より東西表裏仕候に而は、所詮万事無詮事と奉存、只管肝要と仕候事は、各私心私見相去り候様第一に付、微意丈けは十分相尽し候処、大なる齟齬も無之由承知仕、聊安堵仕候、何卒此後之処も大略は御論定被成候、直緩急は有之事にもせよ、順序を立施行するおゐて行か、り候而ごたごた不仕様只々奉祈念候<sup>87</sup>と、山田と山田が徴兵の実施に向け協力していることを喜ぶと共に、慎重・着実に計画を進めるよう激励する手紙を送っている。

このようにして徴兵の一部実施と兵学寮生徒の強制徴募とがほぼ同時に始まり、一月一三日、弁官から兵部省に対し、「徴兵の儀、別冊之通府藩県へ御達相成候条為心得相達候事<sup>88</sup>」との達が出され、即日兵部省から各府藩県に「徴兵規則<sup>89</sup>」が發布された。その前文は以下のようなものであった。

「兵制之儀先般先つ石高に応し定員被仰出候処、兵事は護国の急務皇威を發輝<sup>マツ</sup>する之基礎に付き、宇内古今の沿革得失を御洞察被為、在前途兵制一変全国募兵の御目的に候処、即今先つ左の規則を以て徴募被仰出候間、来る未の正月より順次を以て各道府県士族卒庶人に不拘身体強壯にして兵卒の任に堪へき者を選び、一万石に五人つ、大阪出張兵部省へ可差出候事。但、従前の常備は勿論各地方緩急応變の守備と可相心得事」。

これを見ると、新たに「皇威を發輝する之基礎」として全国から「士族卒庶人に不拘」徴募する兵士からなる軍隊を組織するとともに、常備編隊規則によつて編制規模が定められていた諸藩兵の存在についても「各地方緩急応變の守備」として「護国の急務」に任ずる中央政府の直轄軍と位置付けられていることがわかる。

そしてその内容を敷衍すると「兵卒年齢二十より三十を限り身材強幹筋骨壯健長け五尺以上にして兵役に堪ゆへき

者」(第一条)を「一家の主人又は一子にして老父母ある者等」(第二条)を除いて徴募し、「四年を以て期限とす役」(第三条)に服すとされた。そして、服役の「期限内は私の故を以て帰郷願ふへからざる事」と、在役中の兵士を中央政府の完全なコントロールの下に置くことを宣言している。

そのほか、第三条では「役を終へ帰郷する者には在役中の階級に応じ賑恤金を賜与すへし」と、兵士の退役後の生活に対する配慮の他、第四条では「在役中役仕の故を以て傷病等にて終身不具と相成候者には扶助金を賜ふ可き事」と、公傷についての配慮も示されていた。また、第六条で「検査に依り服役相成難き者有之節は再選人差出すへき事」と、各府藩県からの兵士の取り立てに厳格な態度を示す一方で、第五条では「衣食給料等総て省より賜与すへし」と、徴兵実施に伴う費用負担の主体が兵部省であることを明記し、この徴兵が名実ともに中央政府の直轄軍であることを改めて示している。

このような徴兵規則の制定にあたって、強い影響を及ぼしたと考えられるのが和歌山藩の実績である。『国民之友』に以下のような指摘がある。「群疑滿腹、容易に決する所にあらず、而して稍々畿内に於て仮りに徴兵を試みるの議決せり、是れ蓋し紀州藩の刺激與にて力ありと云ふ可し。当時紀州藩は津田出藩政を握り李国下士官を聘し、李国の法に摸して全国皆兵の制を採り、年々十八万石を以て、兵事の費用に当て、歩、砲、騎の三兵を練り、連隊を組み、暗に兵部省に頡頏するの状あり。此に於て始めて曾我等の意見を少しく事実<sup>90</sup>に試るの許可を得たり」。和歌山藩は明治三年一月二十九日、「兵賦略則」を發布し、「管内之男子士農工商之無差別当年二十歳に相成候者を取調検査之上兵役に服せしめ」という趣旨の下で、プロイセン兵制に範をとった厳格な皆兵主義に基づく徴兵制が施行されていた。

では、兵部省はこのような和歌山藩の徴兵制に関する情報をどのように入手し分析したのか。これについては兵部省官員の和歌山藩の兵制改革との関係を見ることで確認できる。和歌山藩の兵制改革においては様々な兵学者が関与した



が、慶応元年から明治元年にかけては兵式顧問として大島貞黨が同藩に招聘されている。彼が和歌山藩の兵制改革において具体的にどのような貢献をしたのかは詳かではないが、先述の通り、国民皆兵主義の信奉者であった彼がこの時期に兵式顧問として同藩に在ったという事実は、同藩の兵制改革が徴兵制の採用を指向していたことを示すのみならず、後の「徴兵規則」との関連性を暗示しているのである。実際、明治三年十月、当時兵学允として大阪兵学寮にあった大島は、翌月の「徴兵規則」の発布を前に徴兵掛に任ぜられており、明治四年春に大阪兵部省において行われた徴兵検査では検査場幹事を担当している<sup>(92)</sup>。

また、同藩の兵制改革においては明治三年十二月以降兵部省に出仕することとなる長州藩士鳥尾小弥太も参画しており、彼は「徴兵規則」の施行にあたって同藩の陸奥宗光に以下のような書簡を送っている。「七月下旬七百人程徴兵有之其節は弟引受世話仕候覚悟に御座候談爰許にて申上候通に御座候。然る処役人徴少甚困却致し居申候。何卒爰許軍曹(軍曹は御地の下司にて御座候)相務り候様之人物二十人程御貸し被下候様御頼候」。このように「徴兵規則」による徴兵作業に掛かる人員の和歌山藩への派遣依頼からも、「徴兵規則」と和歌山藩の「兵賦略則」は同根のものであったことが理解できる。

しかし、両者には相似性を見て取れると同時に、相違点もまた指摘しうる。まず、徴兵方法である。「兵賦略則」では、「毎年二月徴兵使各郡民政局へ出張致し、管内の男子士農工商之無差別、当年二十歳に相成候者を取調、検査之上兵役に服せしめ候事」と、徴兵使が直接出向いて徴兵検査を行うことが定められているのに対し、「徴兵規則」では各府藩県に対し「兵役に堪ゆへき者を選挙すへき事」(第一条)と兵役対象者の選抜を委任しているのである。たしかに両者とも兵卒素材については「管内の男子士農工商之無差別」(「兵賦略則」)、「士族卒庶人に不拘身体強壯にして兵卒の任に堪へき者」(「徴兵規則」)としてはいたが、「徴兵規則」のように間接選兵主義を採用した場合、各府藩県に対し兵卒



の差し出しを強制したことが、そのまま各管内における強制的な兵士の取り立てを保証するものではなく、「皆兵」は必然的に骨抜きになる。

また、服務期間についても、「兵賦略則」では、「交代常備兵」三年・「第一予備兵」四年・「第二予備兵」四年と、プロイセンの常備役・予備役・後備役に対応した制度となっており、「兵員三分之二は平時郷里に帰休せしめ戦時には二個大隊分出府三個大隊を以て連隊を編制する」というシステムを作り上げていた。一方「徴兵規則」では服務期間を「四年」と定めたのみで、予備・後備等の規定もなく戦時の動員態勢も不明瞭であった。さらにいうと、そもそも「徴兵規則」は、各府藩県に一回分の兵員の差し出し方法について達したのみであり、その徴兵が制度的に反覆継続されるのかという点にも全く言及されていないのである。

このように、「徴兵規則」の内容は、そのモデルとなった「兵賦略則」の内容と比較しても部分的かつ不十分であり、同規則が近代的な徴兵制としての要件を当初から欠如させていたことは否定できない。事実、「徴兵規則」の前文にも「在前途兵制一変全国募兵の御目的に候処、即今先づ左の規則を以て徴募被仰出候」と、その過渡的性格を明らかにしていた。

「徴兵規則」の施行によって、明治四年一月二五日から二月一日までの期間に第一次の徴募地域に指定された五畿内（山城・大和・河内・和泉・摂津）・山陰道（丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐）・南海道（紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐）の二府五二藩七県が大坂兵部省に兵員を差し出すこととなった。第一次の徴募実施については、従来、「先づ畿内五カ国の府藩県だけに、取敢へず試験的に実行せんとした」や、「元来日本全土で適用されるべきであったこの規則は、とりあえず畿内のみで施行されるべく準備された」など、「徴兵規則」の実施地域を畿内だけに限る見方があった。これは、「試験的に民間徴兵を第一に畿内丈けに辛うじて許されたから、直に着手実行した」や「先

つ試みに之（「徴兵規則」——引用者註）を畿内五箇国に於て実施した」という兵部省関係者の回想から得られた見解であろう。しかし、「明治四年春」の段階で「応徴到大阪兵部省千二百人官医檢之支体羸弱不申撰放還更徴者二百余人」だったという記録があり、この「千二百人」という数字は一万石につき五名という規定から見ると、畿内五カ国の石高に対して明らかに多いことから、第一回の徴兵実施地域は五畿内のみではなかったと判断される。事実、山陰道に属する篠山藩では明治四年一月に一六名の兵員を大阪兵部省に差し出しており、同年三月には初回の兵役検査不合格者の再選代人と思われる二名の兵員を差し出している。

また、「徴兵規則」には「遂に予期の功を収むることを得ずして寝めり」や「実功を収め得ずして、有耶無耶の裡に終焉を告げた」との評価もある。しかし、「徴兵規則」による召集の実態については淺川道夫氏による綿密な調査があり、そこからかなり詳細を知ることができる。それによると、京都府では明治四年二月一日に三四名を差し出し、二〇名が検査に合格した。そして、同月三〇日に一四名の再選代人を差し出し、一二名の合格者を得た。兵庫県では明治四年三月一二月に二三名、同月一三日に一名、翌四月一九日に一七名を入営させている。堺県では、明治四年二月七日、五三名の差し出し兵員中三七名の合格者が入営を果たしている。浜田県においては明治四年中に二四名の差し出しが行われたことが明らかになっている。また、諸藩についてみると、第一次該当分五二藩の石高総計が一九六万二五五〇石余であり、これに対応した徴兵総数は計算上九八一名である。確認しうる府県からの徴兵人数は二〇三名であり、前記の徴兵受験者数一二〇〇名から差し引くと、諸藩の徴兵定員数と極めて近似した数字となる。ここから、該当諸藩からの徴兵はかなり徹底していたと判断されるのである。

これらから、「徴兵規則」について「政府に之れを実行するの熱意のなかつた」などの評価は妥当性を欠くことがわかる。むしろ兵部省当局は「徴兵規則」の前文でその過渡的性格を明らかにしながらも、大村の遺策である徴兵の実施

に相当熱意を持って取り組み、たしかに実績は残したと言えるのである。

おわりに

大村の遺策であった大阪兵学寮の操業は、陸軍の仏式統一と「徴兵規則」の制定・施行という具体的な成果をもたらした。近代日本における西欧兵制の移植の問題で見ると、どの国の兵式を導入するかという問題は時代によって意味合いが異なっている。幕末・維新时期における兵式問題は主として歩兵の訓練法に関連しており、明治二〇年以降の普式への転換においては統帥権の独立問題などがその要諦であった。本稿において検討の対象とした時期は、英式・仏式をめぐる論争が中心であった。この時期の兵式問題については、徴兵制度における免役規定などから、普式・仏式の違いを重要視する見方もあるが、田島が「仏蘭西へ頼んでも独逸へ頼んでも同じこと」<sup>(16)</sup>だったと当時を振り返っているように、フランスもドイツはどちらも必任義務兵役が確立しているという点で大差ないとの見方が一般的であったといえる。既述のように兵部省は各国兵制について相当の知識を得ており、欧州においてイギリス以外は、フランスもドイツも徴兵制を敷いているとの認識を持っていた。それゆえ、仏式兵制と密接に関連した「徴兵規則」の制定に普式を採用していた和歌山藩の実績を参照したのである。そして、仏式での統一がなされたこの時期、仏式の意義は徴兵制との関連に集約されるのである。

また、大村遺策派は大村の遺志を忠実に守り、「徴兵規則」の制定に全力を傾注した。しかし、同規則は、明治四年二月二八日に「徴兵の儀於大阪取立候儀に付陣営等精々建築差急候得共木石運輸等目算通相運不申其外種々差支事件も有之四月九月一二月の分何分間に合兼候間甚以不都合の至に御座候得共（中略）追て東海北陸二道は元来四月差出候筈

に御坐候間兼て用意の筋も可有之候間延期の儀早々御布告相成度候」と兵部省が弁官に申し入れたことから、実施後わずかに三ヶ月余りにして、第二期以降の徴兵差し出しがそれぞれ三ヶ月延期されることとなった。さらに、同年五月二三日には、兵部省は東海道の府藩県に対し「徴兵来る七月中大阪出張兵部省へ可差出旨兼て御布告相成候処御都合により追て期限被仰出候迄差出方見合せ可申事<sup>105)</sup>」と徴兵差し出しの無期延期を達し、同規則を事実上廃棄するにいたった。このように「徴兵規則」は発布からわずかに半年にして事実上の廃止に至ったのである。「徴兵規則」の施行にあたっては、近代国家の建設に向けて諸藩を止揚・統合する物理的保証としての直轄軍を依然として藩が軍事力を保持する状況の中で創出しようとするディレンマがあった。徴兵制の本格的導入は廃藩を待つて実施されることとなった。

- (1) 拙稿「大村益次郎の建軍構想―『新之名義』と仏式兵制との関連を中心に―」(『軍事史学』第四二巻第一号、二〇〇六年) 三三―三七頁。
- (2) 松下芳男『徴兵令制定史』(五月書房、一九八一年、但し複製原本は一九四二年)・『明治軍制史論 上』(国書刊行会一九八八年、但し複製原本は一九五五年) 一九八―二〇三頁。梅溪昇『明治前期政治史の研究』(未来社、一九七八年) 一二七頁。藤村道生「徴兵令の成立」(『歴史学研究』四二八号、一九七六年)。篠原宏「陸軍創設史―フランス軍事顧問団の影―」リポロポート、一九八三年。山田千秋「日本近代軍制の起源とドイツ・カール・ケッペンと徴兵制および普仏戦争」(原書房、一九九六年) 第五・六章。など。
- (3) 松下『徴兵令制定史』一一―二頁。
- (4) 山県有朋「徴兵制度及自治制度確立の沿革」(国家学会編『明治憲政経済史論』原書房、一九七六年、但し複製原本は一九一九年) 三八七頁。
- (5) 同右、三六頁。
- (6) 二名の雇用に当たっては、彼らと兵部大丞山田顕義との間において約定「防衛庁防衛研究所図書館所蔵『陸軍大日記』明治三年「外国教師・洋行生徒事件」所収」が交わされている。それによると、ビュランについては、雇用期間は「千八百七十年第六月一日より千八百七十五年五月晦日迄」の五ヶ年、職種は「語学教師頭」、月給は「メキシコトル三百五拾トル」であり、「千八百六十九年八月二十九日」には仮契約が成立していたことがわかる。一方、サミーについては、雇用期間は「千八百七十年六月より千八百七十三年五月迄」の三ヶ年間、職種は「語学教師」、月給は「二百五拾トル」で、こちらは「千八百六十九年五月二八日」に仮契約を結んでいる。そして、両者とも本契約は

「千八百七十年四月二十三日」になって、ビュランは東京で、サミーは横浜でそれぞれ調印されている。

- (7) 田島応親「幕府以降軍制革遷の事実」(史談会編『史談会速記録 合本二五』原書房、一九七三年)。
- (8) 国立公文書館所蔵『太政類典』第一編第一〇六卷、三二号文書。
- (9) 横瀬夜雨『史料維新の逸話―太政官時代―』(人物往来社、一九六八年) 一二六頁。
- (10) 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書 四』(東京大学出版会、一九六八年、但し複製原本は一九三〇年) 三五九頁。
- (11) 国立公文書館所蔵『太政類典』第一編第五七卷、一七号文書。
- (12) 同右。
- (13) 内閣記録局編『法規分類大全 四五 兵制門二』(原書房、一九八八年、但し複製原本は一八九〇年) 三三三頁。
- (14) 同右。
- (15) 同右。
- (16) 同右。
- (17) 『陸軍大日記』明治三年「外国教師・洋行生徒事件」。
- (18) ビュランは「千八百七十年九月三〇日」付で山田に対し「婦国願出書」(『陸軍大日記』明治三年「外国教師・洋行生徒事件」所収、以下の引用は全て同じ)を提出している。山田はこれに対し、「西暦千八百七十年一〇月六日 日本明治三年庚午九月十二日」に「貴国戦争に付而は一統士官輩呼集相成実緊要之事と存候。然処以前五ヶ年間我政府に勤仕可相成約定も有之義に付、即今急に発足有之候而は生徒教育之道に差支有之候に付、貴国代人雇入候迄今日より日数凡二十日の間発足猶予有之度。尤婦国之上戦争治定次第早、再び日本地渡来相成度致希望候。」と、彼の代用教員の手配が完了する間は日本に留まること、戦争が終結すれば再び来日することを求めた。ビュランはこの条件に従い、勤務を続けたが、約束の「二十日」を過ぎた「千八百七十年十月卅日」、山田に対し「我止むを得ざるの課務に依て日本政府と取極めし処の条約を暫時廢するの時に当り、我爰に正しき理解を言上するを許したまへ」とし、「フランス飛脚船に依て十一月廿日(日本十月廿七日) 横浜を發し(中略) 日本来年三月廿八日当地に帰来すへし」との具体的日程を伝え婦国を喚願したのである。「二十日」は、山田から切り出した猶予期限だったため、もはやこれ以上彼の帰国を遷延させることはできず、これを認めたのである。
- (19) 『陸軍大日記』明治三年「外国教師・洋行生徒事件」。
- (20) その内訳は、「第一等生・山口藩 柏村庸之允 式十二才、岩国藩 小坂勇熊 二十一才、広島藩 船越熊吉 十七才、岡山藩 石九三七

郎 二十一才、柳河藩 戸次正三郎 廿二才、第二等生・岡山藩 野村小三郎 一六才、招魂社社員 堀江提二郎 廿四才、高知藩 前田 壮馬 廿四才、山口藩 榑崎頼三 廿四才、第四等生・岩国藩 小国磐 十五才」であった。以上、同右。

(21) 松下芳男『改訂明治軍制史論 上』(国書刊行会、一九八八年) 四九頁ほか。

(22) 田島は、慶応二年から横浜のフランス語学校に学び、戊辰戦争においては榎本武揚らと行動を共にし、通弁として函館に渡った経歴を持つていた。そのような彼がどのような形で兵学寮に出仕することになったのかについての委細は不明であるが、彼は五稜郭開城の前夜、イギリス船「ヘレン・ブレーク」号に便乗し横浜に脱出し、ひそかに田安藩に仕官していた。これは同藩が沼津に西岡を頭取として仏式兵学校を開設していたためと考えられるが、この沼津兵学校が明治三年に兵部省の管轄となったことから、そのまま兵部省出仕となったものと思われる。

(23) 大島圭介述／中村蕭村編『幕末実戦史』(東京大学出版会、一九八一年、但し複製原本は一九二一年)

(24) 国立公文書館所蔵『太政類典』第一編第五七卷「外人雇人」。

(25) ビュランやサミー以外にも、語学教師プーゼ (Poussel, Ferrand) (明治三年一〇月八日、権大丞船越衛との間で調印)、ラッパ教師ブラン (Blanc) (明治三年一月五日、山田との間で調印)、兵式教授ジブステ (Dubouquet, Albert, Charles) (同年一月、権大丞三浦梧楼との間で調印)、騎兵伝習アムド (Amade, Louis) (明治四年二月一日、権少丞林清康との間で調印) などがあり、明治四年正月段階で兵部省が雇用していたフランス人教師は八名に上っている。

(26) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記 四』(東京大学出版会、一九七四年) 一四三頁。

(27) 日本史籍協会編『木戸孝友文書 三』(東京大学出版会、一九七一年、但し複製原本は一九三〇年) 二六五頁。

(28) 『京都府史料』五八。

(29) 内閣官報局編『法令全書 三』(原書房、一九七七年、但し複製原本は一八九〇年) 一五六頁。

(30) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』(早稲田大学社会科学研究所、一九六五年) 九九―一〇〇頁所収、以下の引用は全て同じ。

(31) 明治二年一二月段階での「徴兵」の兵力は鹿兒島藩一大隊一坐、山口藩一大隊、高知藩一大隊(騎兵を含む)で、総兵員約一七五〇人であった。なお、鹿兒島藩は政府が定めていた一大隊四百数十名の他に三百人程度の予備兵を送り込んでいた。それを含めると総数は二五〇〇人になった。

- (32) 拙稿「大村益次郎の建軍構想―『新之名義』と仏式兵制との関連を中心に―」(『軍事史学』第四二巻第一号、二〇〇六年)
- (33) 訳者不記『陸軍日典 勤方規則・内務之部』(陸軍兵学寮、一八六九〜七〇)。原書は、一八三三年一月二日制定のフランス軍隊内務書といわれる。藤田嗣雄『明治軍制(二)』(自家版、一九七二年)五三三頁。
- (34) 明治三年三月に「生兵之部」を、同年四月に「小隊之部」・「射法之部」・「撤兵之部」を、同年九月に大隊之部」を刊行している。いずれも国立公文書館所蔵。
- (35) 田島応親「幕府以降軍制革遷の事実」(史談会編『史談会速記録 合本二五』原書房、一九七三年)
- (36) 明治三〜四年に大阪兵学寮が刊行した兵書のうち、オランダの原書から翻訳されたものとしては以下のようなものがある。  
 ・訳者不記『陣中小典』(陸軍兵学寮、一八七〇年)。  
*Handleiding tot de kennis van de velddienst, voor onder-officieren en korporals der infanterie* (1856).  
 ・広瀬元恭訳『陣中軌典』(陸軍兵学寮、一八七〇年)。  
 J. J. van Mulken, *Velddienst ter dienste van de onder-officieren der infanterie bij het Nederlandsche leger* (1860).  
 ・荒井宗道訳『兵法中学』(陸軍兵学寮、一八七一年)。  
 J. J. van Mulken, *Handleiding tot de kennis der krijgskunst, voor de cadetten van alle wapenen* (1860).  
 ・荒井鉄之助、佐々木貞庵共訳『攻守略説』(陸軍兵学寮、一八七一年)。  
 W. A. van Rees, *Handleiding tot de kennis der velddienst en vechtzuse, van het Nederlandsch Oost-Indisch leger tegen Indische Vijanden* (1860).
- (37) 田島応親「幕府以降軍制革遷の事実」(史談会編『史談会速記録 合本二五』原書房、一九七三年)三三六頁。
- (38) 浅川道夫「維新建軍期における『兵式』問題」(『軍事史学』第四二巻第一号、二〇〇六年)一五頁。
- (39) 吉野作造編『明治文化全集 一 憲政編』(日本評論社、一九三〇年)一七八頁。
- (40) 日本史籍協会編『大久保利通日記 二』(東京大学出版会、一九八三年、但し複製原本は一九二七年)六四頁。
- (41) 吉野『明治文化全集 一 憲政編』一七八〜一八一頁。
- (42) 浅川「維新建軍期における『兵式』問題」一二頁。
- (43) 同右、一〇頁。



日本陸軍における仏式統一と「徴兵規則」の施行

同志社法學 五九卷三号

八四（一四七四）

- (44) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 二』（日本大学、一九九一年）二二頁。
- (45) 明治三年九月五日付松方正義宛山田書簡では「大輔殿は過る二日免職被行候、山狂少輔拝命、省中混乱斗御推察是禱候、西郷之穂和議論文ケは静也」とある。同右、一五〇～一五一頁。
- (46) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文文書 一』（瑞書房、一九七三年）一二七頁。
- (47) 内閣記録局編『法規分類大全 四五 兵制門 一』三二頁。
- (48) 千葉県史編纂委員会編『千葉県史料 近代編 明治初期（一）』（千葉県、一九六八年）二三五頁。
- (49) 「兵部省へ差出候調」（「青山家文書 二九二〇」）篠山市青山歴史村所蔵。
- (50) 浅川「維新建軍期における『兵式』問題」一四頁。
- (51) 内閣記録局編『法規分類大全 四五 兵制門 一』三四頁。
- (52) 国立国会図書館所蔵『陸軍沿革要覧（陸軍省副官部記録掛、一八九〇年）「陸軍学生及諸生徒」。
- (53) 日本史籍協会編『谷干城遺稿 一』（東京大学出版会、一九七五年、但し複製原本は一九二二年）四二二頁。
- (54) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』一四五頁。
- (55) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』一四五頁。
- (56) 日本史籍協会編『木戸孝允日記 一』（東京大学出版会、一九八五年、但し複製原本は一九三二年）三七八頁。
- (57) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 一』四二頁。
- (58) 日本史籍協会編『木戸孝允日記 二』三七二頁。
- (59) 同右、三七八頁。
- (60) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 二』四一頁。
- (61) 曾我祐準『曾我祐準翁自叙伝』（曾我祐準翁自叙伝刊行会、一九三〇年）二〇七頁。
- (62) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』一四五～六頁。
- (63) 同右、一四六頁。
- (64) 同右。
- (65) 中村の経歴について、『中御門家文書 下』三九八頁の「解題」では「旧幕臣で、早くから幕府軍隊に参画して」いたとあるが、これは誤

りである。中村は天保一一年土佐藩宿毛に宿毛の大庄屋小野弥源次の子として同地に生まれ、やがて同郷の中村儀平の養子となった。慶応三年、日新館の操練指南役となり、戊辰戦争では土佐藩の宿毛単独部隊である機勢隊に所属し松山城攻略をはじめ北越にも転戦している。明治二年に兵部省出仕の後、参謀畑を歩み、明治一一年、大佐に進み、同一七年、四五歳で死去した。したがって、『中御門家文書 下』一二九―一四六所収の中村の建白書群について「新政府への士官をはかるための運動とみられないこともない」とする同解題の見解には全く根拠がない。諸建白書中、中村が「徴臣重遠」や「兵部の一小吏」と自称していることから、彼が兵部省の官員として数々の建言をしたことが分かる。事実、明治三年の『職員録』には兵部権大録として「藤原重遠 中村」の名が記載されている。

(66) 曾我『曾我祐準翁自叙伝』二〇七頁。

(67) 国立国会図書館所蔵『男爵安保清康自叙伝』(安保清種、一九一九年)。

(68) 同右、三一頁。

(69) 同右。

(70) 同右、三二頁。

(71) 西洋各国の兵制については、幕末期に開成院助教林正十郎が『法郎西軍制』(国立公文書館所蔵)を翻訳しており、元年九月に柳河春蔵がこれを『西洋軍制』(国立公文書館所蔵)という名で再版している。ここでは、イギリス以外のフランス・プロイセン・ロシア・オーストリアなどは必任義務兵役が確立していることが述べられている。そしてなかでもプロイセンのそれが最も嚴格である点をはじめ、給与や恤兵、フランスにおける免役規定など徴兵システムの詳細までが紹介されている。因みに『西洋軍制』は太政官の用紙に筆写されていることから、これが公のものとして刊行されたことが分かる。

(72) 国立国会図書館所蔵『男爵安保清康自叙伝』(安保清種、一九一九年)三二頁。

(73) 同右。

(74) 同右。

(75) 同右。

(76) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 一』一三五頁。

(77) 同右。

(78) 国立国会図書館所蔵『男爵安保清康自叙伝』(安保清種、一九一九年)三三三頁。

- (79) 同右。
- (80) 同右。
- (81) 同右。
- (82) 同右。
- (83) 日本史籍協会編『木戸孝允日記 一』四〇一頁。
- (84) 徳富猪一郎編述「公爵山県有朋伝 中」山県有朋公記念事業会、一九三三年) 六六頁。
- (85) 同右、六七〜八頁。
- (86) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 一』一三六頁。
- (87) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 二』(日本大学、一九九一年) 三七頁。
- (88) 内閣記録局編『法規分類大全 四五 兵制門一』三四頁。
- (89) 同右、三五〜八。以下、「徴兵規則」及びその「別紙」の引用はすべて同じ。
- (90) 「維新前後兵制の社会に及ぼせし感化」(『国民之友』第一九〇号、一八九三年五月) 七三三頁。
- (91) 国立公文書館所蔵「和歌山県史 前期五 和歌山藩史 制度 兵制」
- (92) 飯島茂「日本選兵史」(開発社、一九四三年) 三五七頁。なお、このときの検査方法は同右所収「兵部省徴兵方記録」に、「医官検査の前、徴兵方にて送り書面に引合せ、出産、住所、其の他の事故一通各兵に相糺し且人物容貌をも点検し、而して肢体検査に差出す。検査所の入口高さ五尺の処に縄を張り置き繰り出方のもの徴兵を誘ひ此縄にて身の丈を検査し医官録事の方に案内す」とあるように極めて稚拙なものであった。
- (93) 和歌山県編『和歌山県誌 一』(和歌山県、一九七〇年) 六三四頁。
- (94) 堀内信編『南紀徳川史 第一三冊』(同刊行会、一九三二年) 二五五頁。
- (95) 浅川道夫「辛未徴兵に関する一研究」(『軍事史学』第三二卷第一号、一九九六年) 二四頁。
- (96) 松下『徴兵令制定史』一一〇頁。
- (97) 山田『日本軍制の起源とドイツ』一九三頁。
- (98) 曾我『曾我祐準翁自叙伝』二〇七頁。

- (99) 山県「徴兵制度及自治制度確立の沿革」四四頁。
- (100) 国立公文書館所蔵『撰兵論』(陸軍文庫、一八七一年)序・第一丁。
- (101) 篠山市青山歴史村史料館所蔵「青山家文書 二九二〇」。
- (102) 山県「徴兵制度及自治制度確立の沿革」四四頁。
- (103) 松下「徴兵令制定史」一一一頁。
- (104) 浅川「辛未徴兵に関する一研究」二七〜三〇頁。
- (105) 松下『徴兵令制定史』一一一頁。
- (106) 田島応親「幕府以降軍制革遷の事実」(史談会編『史談会速記録 合本二七』原書房、一九七三年)二七三頁。
- (107) 内閣記録局編『法規分類大全 四五 兵制門一』四六頁。
- (108) 同右。